

平成24年知立市議会12月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成24年12月19日（水） 午前8時30分
2. 招集の場所 第1委員会室
3. 出席委員（8名）

明石 博門	田中 新	稲垣 達雄	高木千恵子
池田 福子	佐藤 修	坂田 修	石川 信生
4. 欠席委員
なし
5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名
なし
6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		
7. 協議事項
 1. 議案第58号 知立市中小企業振興基本条例について

休憩 午前8時33分

午前8時30分開会

○明石委員長

おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

それでは、議案第58号、知立市中小企業振興基本条例の件を議題とします。

この件につきましては、前回の委員会で議題とし、自由討議まで終了し、討論、採決にいたっておりません。また、議論も出つくしてないと思われまますので、自由討議から進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

それでは、本案に対する自由討議の発言を許します。

○石川委員

この振興条例でありますけれども、やはり私たち市政会では、この市長に対していろんな調査、研究、あるいは効果、そういうものを検証する機関がないということは、条例自身が軽いものになってしまうのではないかと。理念条例になる恐れがあるので、そういうことのないようにしたいと考えております。

○明石委員長

ほかに意見、ございませんか。

○佐藤委員

市政会のほうのその検討内容についてですけども、私もこの前のところで、条例に位置づけたほうが、よりこの条例の実効性を担保するというような趣旨で発言をさせていただきました。

それで、お聞きしたいんですけども、これは全国の進んだところでは、こうしたものが盛り込まれて運用されてる事例もあろうかと思っておりますけども、そうした点での研究といたしますか、その辺は今回、提案するに当たり、どうだったのかなということ、ちょっとお聞きしたいです。

○明石委員長

ここで、しばらく休憩します。

再開 午前8時35分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○石川委員

他市の状況ということ、今、お尋ねがありましたけども、他市ではやはり条例の中に入っているところがあります。

そしてやはり、第12条にあります、いろんな基本方針ということで、いろんな状況といたしますか、そういうものがうたってあるわけですけども、それに足してやはり、先ほど申し上げましたように、検証したり、あるいはその効果を、市長に対して答申するような、そういう機関が条例の中に入っているということが必要であるというふうに考えます。

○佐藤委員

ちょっと事務局にお聞きしたいんですけど、今回こうしたかたちで、自由討論の場になってますけど、これが例えば継続審査というなかたちになった場合、その間、議会閉会中にこの件に関して、きょう全て出つくすかどうかわかりませんが、委員会開催っていうのは可能ですか。委員会開催自由討議っていうのは可能ですか。

○議会事務局長

継続審査ということですので、審査案件なので、委員会は開催は可能でございます。

○佐藤委員

きょうは限られた時間で、全部出つくすかどうかわかりませんが、こうした点では、継続審査というかたちで、次のとき、市政会が必要だということ、今回は修正案についての自由討議をやってるわけですけども、結果的にはね。これを3月の議会なりに修正案として、正式に提出をされるというようなかたちになるのかなというふうに思いますけれども、そうすると、予算の関係、関連条例の改正、この辺のことが出てくるので、私は提案者についてもそうですけども、提案者っていうよりは今の議題を提案してる方、そ

れから委員長にもそうですけども、きょうだけで終わらないで、委員会を開催して、自由討議を何度か重ねたらどうかというように思ってますけども、その辺どうですか。

○石川委員

いろいろなそういう機関を設置する条例にうたった場合ということについて、いろんなことをまだ検討しなければいけないこともあるので、それで継続審査をお願いしたいと、そういうこと。継続審査という言葉はまずいということで、今ちょっと時間がないのかなという部分もございますので、そこら辺をしっかりと実際にうたったほうがいいのか、どうなのかということ、我々、ここで自由討議というかたちでするので、検討しながら、そうこれは載せるべきだということもあるかなと思いますので、今、そういう点のところ、佐藤委員がおっしゃったように、いろんなところ、もうひとつしっかりとクリアせないかるところもあるかな、そんなふうには思っております。

○佐藤委員

条例本文の中に、こうした規定を入れ込もうとした場合、考えられることは、継続審査をし、次の議会で修正案を提出、原案可決と、こういう流れで修正かけるってということも一つですし、その間、自由討議も開催と。

もう一つは、今回原案を可決をし、次の議会のときで予算の裏づけその他を含めて、条例の一部改正というような提案、2つの方向が可能だと思うんですけども、市政会としては、ほかの委員の皆さんもそうですが、どんな方法をここで選択をするのかなということですけども、その辺どうですか。

○高木委員

ほかの委員ということで、私ども知立政策研究会としましては、やはり調査会、振興会議は加えるべきだということを思っております。

自治法の第138条の第3項にいけますと、諮問または調査のための機関をおくことができるということで、条例のほうでは、自治法ではいっております。

何ら自治法上、これを条例の中に盛り込むということは問題はないということで、私ども意見は一致しております。

○明石委員長

しばらく休憩いたします。

休憩 午前8時40分

再開 午前8時41分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○稲垣委員

議案第58号、中小企業振興条例制定につきまして、去る13日に開催されました市民福祉委員会、自由討議の場において、市政会、石川委員より提出されました資料を参考とさせていただきました。民友クラブとしましては、議案第58号、中小企業振興条例は、原案どおりで賛成させていただきました。そのような結論になりました。

○明石委員長

ほかに意見、ございませんか。

○高木委員

先ほどの予算も伴ってくるということで、済みませんでした、言葉足らずで。やはりこの条例を、振興会議というものを入れるとなってきますと、自治法の第222条で、地方公共団体の調和ということで、必要な予算上の措置が講ぜられる見込みが得られるまで、これは議会に提出してはならないとあります。

しかしながら、来年度に向けてということで、予算をつけていただくということで、私ども知立市にとって、中小企業のこの条例、今後の商店街問題など、多く含まれるものですから、今現在あります懇話会では、この本当の知立市の発展につながるのか、本当にいろんな意見が聞けるのかというようなことも考えますと、この振興会議を位置づけていただきたいと思います。

○明石委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前8時43分

再開 午前8時44分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高木委員

申しわけありません。知立市の今現在、振興検討懇話会の要領がありまして、その任期が平成25年の3月31日までとなっております。もしも、今ここで条例が可決となつてしまうと、2つのことでまた動くということになってきますので、平成25年4月1日施行に向けて、この今の振興会議を条例の中に加えていただきたいということを思います。それで、継続をしていきたいと思います。

○石川委員

今、ちょっと稲垣委員が原案で賛成だということなんですが、そこのところ、もう少し意見をお願いしたいと思います。

○稲垣委員

民友クラブとしまして、このいただいた資料、時間余りなかったものですが、一応一読させていただいた中で、今回の議案、現状、先ほど高木委員も申されたように、今、知立市内の本当に商工業者、非常にいろいろ苦勞してみえます。そのようなものを意見も協議の場で論議しまして、まずはこの議案第58号は、制定ということをまずもって進めるべきというふうにいたりしました。

そういったことの中で、いろいろ意見はございます。それは今後につないでいけばというふうに、代表、または神谷議員とも協議したところ、そういう結果にいたりしました。以上です。

○石川委員

私どもが先ほどから申しておりますのが、そのままの状況であると、理念条例になってしまうのではないかと懸念があるので、その検証をする機関というものを条例にうたおうではないかと、こういうことを今言っておるわけでありまして、そこら辺の点のところの違いがあるのかなと思いますけども。

○明石委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前8時47分

再開 午前8時53分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、佐藤委員から提案されました継続審査の2つの案が出ましたので、それについて意見を言っていたきたいと思いますので、済みません、佐藤委員、もう一度継続審査の内容について、2つの方法を。

○佐藤委員

私自身は、この振興会議を条例に盛り込むことについて、前回の会議でもその必要性はあるだろうということを申しました。

そしてさらに、言うならばですね、これを実効あるものにしていくってことを考えると、先進市の事例もひとつ、この委員会として、お互いに検証し、認識し合うことも必要ではないかと。そうした上で、この振興会議がより有効性のあるものって確認することも必要ではないかなというふうに認識をしております。

それで、その点で、今議会で全体として、振興会議なるものが条例本部の中にうたい込まれるっていうことでね、やっぱりその点で合意できるということであるならば、いずれにしても条例本文の中に盛り込むことが必要だもんだから、その意味でいくと、今回、これを継続審査にして、その間に、次の議会までに、当局との関係の中で予算を伴うということで、予算の確保並びに関係する条例についての改正が必要になるので、そうしたことを目指して、継続審査していくって方法もありますし、今回、原案可決をして、次のときに、今言ったような中身を踏まえて、条例の一部改正という方法もあろうかというふうに思うんですね。

ですから、この点でどちらを議会として選択をされるのかなど。改正しなくてもいいという御意見もあるかもしれないし、だからその辺でどういうことにしていくのかと。

私自身は、これについて、今、今回、すぐに可決したら実効あるものになるというふうには認識

はしておりません。

というのは、質疑の中で明らかになったように、市民部長は平成25年度については、二、三の計画というか、二、三の事業挙げられましたけど、現状から大きく変わるっていう中身、新鮮な中身はそうないなど。言っていることは、第12条での具体的な施策の方針、これを定めなければならない。確か第4条、市の責務の中でうたってるわけですので、それに基づいて3カ年の計画を策定するっていうことを答弁されました。3カ年っていうことは、実施計画の範囲の中である具体的な施策を展開するということになるかと思えます。

ですから、今回、原案を可決しても、实际的にこの条例が友好的に活用できるのは、平成26年度以降になるのではないかなど私は認識してるんでね。ですから、そうした意味では、次の議会まで可決がおくれたとしても、そう大した影響はないのではないかというふうに思って、私自身は継続審査の方向が望ましいのではないかというふうには思いますけれど、皆さんは原案可決で条例一部改正でいくのか、継続審査でいくのか、この辺だけ皆さんにお聞きしたいなど。

○明石委員長

ただいまの佐藤委員の問いかけに対しての意見をお願いします。

○高木委員

先ほども申しましたけれども、私、ちょっと今、一つ質問なんですけれども、平成25年度ということで、佐藤委員に質問なんですけれども、継続審査ということなんですけれども、もう平成25年度、4月からは平成26年度のプランにかけて、審議をしなければならなくなってきましたね。その場合、今の実態でいきますと、このままでいくと、実際は懇話会の方たちが協力してということになってしまうものですから、やはりこれ、私としては継続というのも、次の平成25年度からは新しい条例に振興会議を入れていただきたいんですが、そういう考えのお話でしょうか。

○佐藤委員

私は、おくれてもいいと言ったのは、今、先ほ

どこかで議論になってるように、次の議会で、今回、正式な修正案として提出をされたものではないし、まだまだその点での認識を深める必要があるということがありまして、今議会で可決、成立、施行ということにならなくても、次のときまでで可決することもやぶさかではないと。

だから、高木委員、3月の議会の中で、予算上の問題がクリアできれば、修正をし、条例本文に盛り込むっていう意味で言ったわけで、ずっとっていうことを言ってるわけじゃない。

ただ、私が言ってるのは、この間の質疑の中で、来年度については、この実施計画というような中身ではなくて、幾つかのものが出されましたけども、具体的には3カ年計画っていうことを市民部長が表明されたわけでしょう。3カ年計画っていうことは、平成26年度からっていうことになるわけだ。平成26年度から3年間のローリングプランにその施策を載せますよと。具体的施策を載せますよという意味でいくと、今、この議会で可決し、即日施行とならなくても、次の議会でも影響がないじゃないですかと、そういう意味では高木委員が言ってることと同じです。

○高木委員

3月のこの条例を改正というか、修正案をもっていく、新しい条例をつくるという、振興会議を入れていくということになってきますと、現在あります知立市特別職員の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例のほうも、もちろんそれに加えていただかなければならないことになっていきます。たくさん条例が関係してきますことに対しては、どのようにしていくのか。

○稲垣委員

今、佐藤委員の説明お聞きして、今、2点述べられて。要は原案どおりでよいということについて、党派として申せばいいわけですよ。ということで、当民友クラブとしましては、今議会原案どおりでよいというふうに判断します。以上です。

○石川委員

私は先ほど冒頭でも言いましたように、条例がやっぱり軽いものになってしまうのではないかと。

そういう審議する機関がないということは、そのまま原案を認めるわけにはいけないのではないか。やはり理念条例になってしまうということが一番いけないので、継続をしながら、さらにこの委員会として、いろんなことを、何がいけないのか、どうなのかということ、もうちょっと議論する場があればいいわけでありまして、今、時間的にそれがないので、継続審査をします。その間に、いろいろな条例を改正せないかんとか、いろんな問題も出てくると思いますが、そこはまた委員会で議論したりすればいいんじゃないかということで、継続審査ということでやっていきたいと思えます。

○明石委員長

ほかに意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石川委員

皆さんの意見も出たようですので、ここで、この際、私は動議として提案したいと思います。現在、審査中の議案第58号については、慎重に審査する必要があるため、閉会中の継続審査をされることを望みます。

○明石委員長

ただいま、石川委員から、議案第58号を閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出されました。

お諮りします。

本動議のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、継続審査とすることに決定しました。

議案第58号 知立市中小企業振興基本条例は継続審査とし、議長へ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で市民福祉委員会を閉会します。

午前9時04分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長